

第 3 8 号 議 案

足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例の一部を改正する
条例

足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成 2 4 年足立区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「協働によるまちづくり」を「協働・協創によるまちづくり」に、「第 4 2 条」を「第 4 3 条」に、「第 4 3 条」を「第 4 4 条」に改める。

前文及び第 3 条第 5 号中「協働して」を「協働・協創により」に改める。

第 6 条第 2 項中「協働」を「協働・協創」に改める。

第 7 条の見出し中「協働」を「協働・協創」に改め、同条中「対等の立場で協働する」を「協働・協創により取り組む」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 1 9 条第 4 項中「協働」を「協働・協創」に改める。

第 3 章第 2 節の節名を次のように改める。

第 2 節 協働・協創によるまちづくり

第 2 1 条の見出し中「協働」を「協働・協創」に改め、同条第 1 項中「と協働し」を「との協働・協創により」に改める。

第 2 3 条の見出し、第 2 6 条第 1 項、第 2 7 条及び第 2 8 条第 1 項中「協働」を「協働・協創」に改める。

第 3 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「2 0 人」を「2 3 人」に改め、

同項第 1 号中「 4 人」を「 7 人」に改める。

第 4 3 条を第 4 4 条とし、第 4 2 条を第 4 3 条とし、第 4 1 条を第 4 2 条とし、第 4 0 条の次に次の 1 条を加える。

（常務委員会）

第 4 1 条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長が指名する委員 9 人以内で組織する。

3 常務委員会に常務委員会会長を置き、常務委員会委員の互選によってこれを定める。

4 常務委員会会長に事故があるときは、あらかじめ常務委員会会長が指名する常務委員会委員がその職務を代理する。

5 第 3 9 条の規定は、常務委員会に準用する。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区基本構想の策定に伴う改正のほか、足立区都市計画審議会に常務委員会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。